平成２８年（フ）第７２号
兵庫県明石市魚住町錦ヶ丘４丁目８－３－403、住民票上の住所大津市本堅田４丁目22番２－704号
債務者　大下やよい（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県丹波市春日町東中1087番地３、前住所兵庫県丹波市春日町黒井495番地10
債務者　蘆田　政子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目２番24号河北マンション302、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡552番地の３
債務者　トゥケェオキッサダァこと　ＴＨＵＥ　ＫＡＥＯ　ＫＲＩＴＳＡＤＡ
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０７号
神戸市中央区花隈町33番12号201、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目１番３－1003号
債務者　藤本　惠美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２７号
神戸市垂水区桃山台１丁目17番地１－404号
債務者　中井　正子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４０号
神戸市長田区丸山町３丁目２番58－108号、従前の住所神戸市長田区菅原通２丁目105番地の６
債務者　川辺　　正
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４１号
神戸市長田区丸山町３丁目２番58－108号、従前の住所神戸市長田区菅原通２丁目105番地の６
債務者　川辺千恵美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５０号
神戸市灘区福住通５丁目３番７－202号
債務者　青木　優人
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５１号
神戸市北区南五葉２丁目４番26－303号、従前の住所神戸市中央区八幡通３丁目１番23－802号
債務者　熨斗　由美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６２号
神戸市兵庫区下三条町１番17号プチドール祇園302号
債務者　明石　尊麿
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
熊本市東区小峯２丁目５番10－201号　小峯ユートピア飛鳥
債務者　黒川　将吾
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
青森県弘前市大字馬屋町19番地19
債務者　玉田　結衣
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５５号
青森県弘前市大字前坂字船山91番地３、旧住所青森県弘前市大字石渡１丁目２番地22
債務者　工藤　忠伸
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５６号
青森県弘前市大字取上４丁目11番地11
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１６号
大分県佐伯市向島２丁目12番６号
債務者　山田　一三
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
栃木県大田原市中田原2089番地33　アネックスＡ－101号、前住所栃木県大田原市余瀬40番地２　メッツくろばね111号室
債務者　三浦　久夫
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係